令和８年（フ）第１９６号
金沢市上荒屋５丁目334番地　リアンⅠ202号
債務者　坂井　智二
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２５号
金沢市金石北２丁目15番16号
債務者　蜂谷　沙也
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４０号
金沢市高坂町ト１番地　三谷の里ときわ苑、従前の住所金沢市北町丁72番地　コーポサン北町208号
債務者　米山　則和
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４８号
金沢市入江３丁目69番地　メゾンＫ301号
債務者　能勢　勝人
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５３号
金沢市福久町ヘ71番地１　プレジール８・105号
債務者　越　　亮太
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５５号
徳島県徳島市南二軒屋町新開1210番地の16
ラ・ヴィータ博愛パートⅥ　202号室
債務者　里　　綾
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５３号
熊本市西区島崎２丁目34番47号
債務者　田邉　　朋
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１６７号
福島県須賀川市大袋町173番地　やまにコーポ３―201号
債務者　菅井加奈美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１―４―15―22
債務者　阿部　央視
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２２３号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷3791番地１　シャトー高田Ｎｏ．１　104号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷　1126―５
債務者　伊﨑　眞芳
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３２号
長崎県長崎市新戸町３丁目19番３号　２階、旧住所長崎県長崎市玉園町２番33―206号
債務者　岡﨑　望美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８３０号
京都市西京区牛ケ瀬南ノ口町１番地　ベルシャトウ桂川　104
債務者　水野　怜子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８８４号
京都市右京区西京極新明町３番地　ネットワークジャパンⅡ　305号、前住所京都市上京区上立売通室町西入下る瓢箪図子町55番地
債務者　山内　亜丹
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０３号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町20番地５
債務者　坂口　裕子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１４号
京都市中京区西ノ京月輪町１番地１　パデシオン御池西ノ京グラン　202号
債務者　吉田　美幸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４４９号
千葉県松戸市北松戸３丁目６番地の５　ギャラリーエルドラード201号
債務者　板垣　英美
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５１１号
千葉県柏市増尾８丁目35番４号、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区宮崎３丁目12番地６　宮崎台レジデンス306
債務者　新妻　恒司
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部